



平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池建設差止請求事件

令和元年(ワ)第13225号 同

原告 高橋 靖昌 外56名

被告 東京都

準備書面 (10)

令和2年2月17日

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

被告指定代理人 石澤 泰彦 

同 中村 隼 

同 鶴岡 亮 

被告は、原告らの2020年1月6日付準備書面(8)・5項(加害行為の行政的基準の順守状況について)について、必要な限度において以下のとおり認否反論する。

第1 認否

1 5(1)について

争う。

2 5(2)について

認める。

3 5(3)について

境川及びその流域が、平成26年6月1日に、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下「浸水被害対策法」又は単に「法」という。)による「特定都市河川」(法2条1項)及び「特定都市河川流域」(法2条2項)にそれぞれ指定されたことは認める。

主張は争う。

4(1) 5(4)の第1文及び第2文について

概ね認める。

浸水被害対策法は、近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発している状況に対処するため、都市部を流れる河川の流域において著しい浸水被害が発生し、またはそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街地の進展により困難な地域について、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害の防止のための総合的な対策を推進するものである。

すなわち、近年の都市部における水害が、都市化の急激な進展のため、流域からの流出増が著しいうえに河川改修が円滑に進まないため、降雨時に一気に河川の水位が上昇し、同時に河川につながる下水道からの雨水の排水ができなくなり、河川の氾濫による浸水被害と下水道等から溢れた内水による浸水被害とが同時、複合的に発生するなど、都市に特有の水害形態を有して

いる。

その一方で、昭和55年から始まった総合治水対策（河道整備を促進するとともに、任意の流域協議会によって流域対策（学校、公園など公共施設への貯留浸透施設の設置等）の促進を図るもの。）による取組みを上回る速さで都市化が進展し、河川整備は用地取得など現実的な困難に直面し、流域対策についても宅地開発等において行政指導により設けられた調整池（防災調整池。法2条7項）が埋め立てられる等の事態も発生した。

このような状況を踏まえ、都市化の進行により従来の河川改修等だけでは浸水被害の防止が困難な都市部の河川流域において効果的な対策を行うに当たっては、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が一体となった新たなスキームによる総合的な浸水被害対策が必要との考えから制定されたものである（乙38—34頁）。

(2) 5(4)の第3文について

浸水被害対策法4条で流域水害対策計画を定めることを義務付けていることは認める。その余は否認する。

同法4条1項は、特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道管理者は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画である「流域水害対策計画」を定めなければならないと規定している。

流域での浸水想定区域の指定及び雨水貯留浸透施設設置の義務付けは流域水害対策計画の内容とされてない（後記5(1)）。

5 5(5)について

正確でないため否認する。

(1) 法4条2項で流域水害対策計画に定める事項とされるのは、

- ①特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
 - ②特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
 - ③特定都市河川の整備に関する事項
 - ④特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
 - ⑤下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（汚水のみを排除するためのものを除く。）
 - ⑥特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
 - ⑦下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設（河川に下水を放流するためのものに限る。）の操作に関する事項
 - ⑧浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
 - ⑨前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項
- とされている。

- (2) なお、法4条6項は、流域水害対策計画のうち上記③及び④に掲げる事項については、当該特定都市河川の河川管理者が作成する案に基づいて定めるものとしている。

また、河川管理者は、河川区域内の整備だけでは十分かつ効率的な浸水被害対策を講ずることができない場合、河川区域以外の特定都市河川流域内でも雨水貯留浸透施設の設置又は管理を行うことができる（法6条）。

6 5(6)について

境川及びその流域が、平成26年6月1日に、浸水被害対策法により特定都

市河川及び特定都市河川流域にそれぞれ指定されたこと、現在当該指定から5年半を経過したこと、特定都市河川の指定から約2年で流域水害対策計画が策定されている例が多いこと、同法上、計画策定の期限の定めはないことは認める。

その余は否認ないし争う。

7 5 (7)について

争う。

第2 被告の反論

1 特定都市河川浸水被害対策法について

特定都市河川浸水被害対策法は、都市部の河川流域において浸水被害が頻発していたことから、総合的な浸水被害対策を推進するため、平成15年に制定され、境川及びその流域は、平成26年6月1日に特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された。

特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、総合的な浸水被害対策を推進するため、特定都市河川の河川管理者、特定都市下水道の下水道管理者、関係都道府県知事及び市町村長が共同して流域水害対策計画を定めなければならない(同法4条1項)。

2 境川流域水害対策計画(素案)について

境川の流域水害対策計画については、平成28年に流域縣市と共同して河川整備計画と同じ内容を取り込んだ素案を策定し(乙39)、パブリックコメントも実施して手続を進めているところである。

3 河川整備計画と流域水害対策計画との関係について

流域水害対策計画のうち河川整備に関する事項等については、河川管理者が作成する案に基づいて定めることとされ(同法4条6項、前記第1・5(2))、河川整備計画(河川法16条の2。甲1)の内容と整合を図るよう定めるこ

ととされている（『解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン』（平成17年3月国土交通省監修）（乙40）21頁）。

こうした法の趣旨を踏まえ、特定都市河川指定（平成26年6月）後の平成27年4月に、河川法16条の2に基づいて策定した境川水系河川整備計画では、（後に策定されることとなる）流域水害対策計画と整合を図り、河川分担流量（河道整備の目標流量）と流域分担流量を定めていることが記載されている（甲1-21頁）。

他方、平成28年6月にパブリックコメントを実施した「境川流域水害対策計画（素案）」（乙39-27頁）に示すように、流域水害対策計画における特定都市河川の整備に関する事項は、河川整備計画の内容と整合が図られたものである。

原告らは、「流域水害対策計画の策定により、本件調節池の建設の必要性、対策としての相当性を全面的に見直すべきであった」と主張するが、上記のとおり、本件調節池を位置付けた河川整備計画策定時に、既に、後に流域水害対策に盛り込まれるべき「流域対策で実施する流域分担量」と、「河道や調節池等に対処する河川分担量」を定めており、調節池の計画と流域対策の計画（素案）は十分に整合のとれたものとなっている。

よって、たとえ現時点で流域水害対策計画が未策定であっても、河川整備計画に基づいて実施されている本件調節池整備事業が何ら違法となることはない。

4 流域水害対策計画の策定期限について

また、流域水害対策計画の策定について法定の期限はないことから、特定都市河川の指定から5年以上経過していることをもって、何ら違法な状態となるものではない。